経済産業省告示第758号 平成13年12月28日 最終改正 経済産業省告示第257号 令和3年1月27日

○輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物

輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第3の3の規定に基づき、平成13年経済産業省告示第758号(輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物)の一部を次のように改正し、令和3年1月27日から施行する。

輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物の該当政省令早 見表

兄衣 		
該当政省令		
_	5の項(14)	第4条第十二号ハ又はニ
	5の項(18)	第4条第十五号ハ若しくはニ
三	7の項(2)	第6条第二号ハ(一)5若しくは6若しくは(二)3又
		はニ(一)5若しくは6若しくは(二)3若しくは4
四	7の項(15)	第6条第十六号口
五.	8の項	第7条第一号口
六	9の項(1)	第8条第二号イ(二)
七	9の項(6)	第8条第六号
八	10の項(1)	第9条第一号イ(二) 若しくは(六)又は口(三)
九	10の項(2)	第9条第三号イ、ロ若しくはホ、第四号又は第五号イ
+	10の項(4)	第9条第八号イ(一)1、(二)1又は(三)
+	10の項(6)	第9条第九号ハ
十二	10の項(7)	第9条第九号二
十三	10の項(9)	第9条第十一号イ、ロ、ヲ又はワ
十四	10の項(9の2)	第9条第十一号の二イ
十五	10の項(11)	第9条第十三号ニ、チ又はル
十六	12の項(1)	第11条第一号の二
十七	12の項(2)	第11条第四号ロ又は第十号へ若しくはト
十八	12の項(5)	第11条第六号
十九	12の項(6)	第11条第八号
二十	13の項(5)	第12条第十一号